

「→（事務局）」とあるものは、  
委員の御意見等に対する事務局の回答

## 第5回伊奈町まちづくり基本条例検討委員会御意見まとめ

### 町民コメント結果に関する意見

・（町民コメントにおいて、条例中の町民の定義を「日本国籍を有する者」に限定すべきとの意見があったことについて）年々外国人が増えており、区の中では役員のなり手が不足している中で、外国人の方も重要な担い手の一人となり得ることから、外国籍の方も加えてほしい。

・町長も折に触れて、良い意味で「外国人が増えている」とおっしゃっている。不法滞在者は別として、住民登録し、町で生活している方を排除する必要はないと考える。住民、議会、町が三者一体となって町の運営に取り組んでいこうという旗印となる本条例に外国人を加えない選択肢はないのではないかと、というのが我々のスタンスだと思う。

・意見 No. 6 について、「解説資料を作成」とあるが、逐条解説を作成するイメージか。

→（事務局）解説資料については研究中。逐条解説のほか、図を入れた概要版のような、条例が一目で分かるような資料の作成も検討している。

・意見 No. 8 について、「基本的性格に立ち返ることを求め」「自戒を促す意味合いを込めて」とあり、そうなのかも知れないが、この条文はサービスの根本基準や職務命令に従うことを書いてある、地公法の規定を持ってきているような感じだが、そういったものに沿って、職員がまちづくりに関わっていきます、くらいの表現でもいいのかなど。「自戒を促す」というのは強い気もするので。

→（事務局）「自戒を促す」の表現については、御意見を踏まえて柔らかい表現を検討する。

・意見 No. 10 について、「危機管理として急増する外国人へ」と危機管理について聞かれているが、「国際化対応のまちづくりを推進している」と回答している。危機管理と国際化推進がリンクしているのか。

→（事務局）外国人とともに、暮らしやすいまちづくりを行う所管としてこういった回答とした。

→（委員長）外国人が急増することが危機とは町としては捉えにくい。危機な

のかどうか、今の伊奈町がどうかということに立脚して、この条例は考えれば良いと考える。それも含めて、国際化対応のまちづくりはコミュニティ推進課で対応していくということで答えにはなっていると思う。

### 条例素案の条文に関する意見

・前文に追加された「一人残さず幸福に暮らせる」について、例えば教育分野では「誰一人取り残されない」という言葉をよく使う。この文言は総合振興計画でも「一人残さず」の言葉で示されているのか。

→(事務局)総合振興計画では、教育分野では「誰一人取り残されない学びの保証」や、再犯防止の推進では「誰一人取り残さない社会の実現」という表現を使っている。

→(委員長)全員参加という観点では、一人も取り残さないという強い表現とすることは否定されるものではないので、この案としている。案としてはこの形で行かせていただいて、町長に提案する際に、いろんな方からの意見や他の計画とのバランスも見ながらこの案にしていることを、しっかり再検討しながら最終決定に繋がりたいと考える。

・仮に、今後、町長が代わって考え方が変われば、第15条の規定により、条例が見直されるとしてよいか。

→(事務局)条文にあるとおり、その時々時代に依りて見直しが必要となると想定している。適宜見直すための規定を第15条に設けた。

・第15条で確認。条例制定権は議会にもあるが、主語は町長でよいか。

→(事務局)議会にも条例改正等の議案は、要件を満たせば出せる部分はある。一方で、本条例は執行部提案による条例なので、改正する要素として大きいのは、執行部側・町長発信による改正のパターンが多いと考えたため、主語を町長としている。また、「この条例を見直すための措置」とは、条例の見直しに当たり、議会に意見をお伺いするといった対応も含むものと整理している。そのため、議会からの要請に応じて、意見を伺い、条例の見直しに向けた必要な検討がなされることが担保されていることから、「議会」を特段明記することは予定していないため、原案のままの表記とさせていただきたい。

### 条例素案の町長への提案について

・(委員長)町民コメント意見 No. 8の「町の考え方」の「自戒の念」については表現を直して公表することとするが、条例の素案については本日の資料の内容とし、本日の意見を踏まえて町長にお話しして、条例案を整えていきたい。